

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	23	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他()		
要望項目名	と畜場における設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>○ と畜場におけるBSE対策に係る設備 冷蔵設備（冷蔵庫、冷蔵コンテナ）、オートクレーブ（消毒設備）、脊髓吸引設備、頭部破碎設備、焼却設備、不働化設備</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>平成24年3月31日までに取得した、BSE対策のために必要なと畜場における設備に対して課する固定資産税の課税標準を2分の1の額とすること（現在の特例措置は、平成22年3月31日まで）。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条31項、地方税法施行令附則第11条第45項、 地方税法施行規則附則第6条第69項</p>		
要望理由	<p>国産牛のBSE対策として、食品の安全性確保等の観点から、政府としては、</p> <p>①と畜場に搬入された21月年齢以上牛全頭につきBSE検査を行うこと</p> <p>②と畜処理された牛の特定部位（頭部、せき髄、回腸遠位部）について、すべて除去・焼却すること等の施策に取り組んでいるところであるが、こうした措置を効果的に実施し、必要なと畜場の整備体制を確実に進めていくためには、と畜場の環境整備が不可欠である。このため、税制上の優遇措置を講じることにより、引き続き整備促進を図ろうとするものである。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (8.5)	(平年度) — (8.5) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税 ・ 融資、補助金その他	
	22年度の望	・ 国税 ・ 融資、補助金その他	
過去の要望経緯	<p>・ 平成14年度より特例措置を開始。</p> <p>・ 平成16年度に特例期間の延長を要望（措置済み）</p> <p>・ 平成18年度に対象機器の追加を要望（措置済み）。</p> <p>・ 平成19年度に特例期間の延長を要望（措置済み）。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		